

## 第6号様式

## 随意契約について

公表年月日	令和7年9月22日
担当課	建設部 道路維持課

契約業者名・住所	株式会社 JR 東日本建築設計・東京都渋谷区代々木二丁目1番5
工事等の名称	松戸駅東口デッキ附属物設計業務委託
工事等の場所	松戸市松戸 1180-7 番地先
種別	測量・コンサルタント部門の建築：意匠
工事等期間	令和7年9月23日から令和8年3月31日まで
契約金額	23,320,000円
工事等の概要	松戸駅東口デッキ附属物設計業務
随意契約の理由	<p>本業務は、松戸駅東口ペデストリアンデッキ上において、東日本旅客鉄道(株)及び京成電鉄(株)を事業主体としている松戸駅改良工事に合わせて、新設東西連絡通路から市管理エレベーターへの動線を覆う屋根を改修するため、工事発注に向けた図面、報告書を作成すること目的とするものである。</p> <p>当該屋根は駅舎に隣接し松戸駅改良工事と密接不可分な関係にあり、駅改良工事を設計している株式会社JR東日本建築設計以外に設計させた場合、松戸駅舎の計画との意匠の不整合、構造・設備・電気系統等の設計に支障が生じるおそれがあることから、本契約の目的が競争入札に適さないものと思慮される。</p> <p>以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、株式会社JR東日本建築設計を本業務委託の選定業者とするものです。</p>